

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年1月24日(水)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時30分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	石川主査			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参 考 人	一関民主商工会 事務局長 山口 伸			
本日の会議に付した事件	請願審査 請願第1号 インボイス制度の廃止を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会

令和6年1月24日

(午後1時30分 開会)

委員長 : 大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

前回の審査におきましては、請願団体の代表者を参考人にお呼びすることとしておりましたが、本日の審査に当たり、参考人として一関民主商工会事務局長の山口仲様に出席いただくこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、直ちに出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 13:30~13:32)

委員長 : それでは再開します。

本日の進め方を説明いたします。

1月11日の委員会で、紹介議員から請願の趣旨説明は終わっておりますので、本日は、参考人から請願について簡単に御説明をいただき、その後参考人への質疑を行うことといたします。

それでは早速ですが、山口様から自己紹介をしていただき、請願についての御説明、御意見を述べていただきたいと思います。

山口様、よろしくお願いいたします。

参考人 : このたびは、こちらの当該請願に対しまして、このような機会を設けていただいたことに感謝申し上げます。

また、当会の請願に対して、紹介議員になってくださった佐藤敬一郎議員と佐藤真由美議員に改めてお礼申し上げます。

まず、当会の紹介をしたいと思うのですが、一関民主商工会は市内の中小商工業者から成る団体でございます。

業種は特に問いませんが、市内の事業所、民営事業所の12%の業者が加盟しておりま

す。

また、建設業者におきましては33%、林業者68%が加入しているというところで、職人、現業系の方が多く入っておられるという特徴がございます。

また、組織対象はおよそ10名以下です。

サービス・商業では5名以下というところで、今回のインボイス制度の影響を受けやすい階層が中心になっているという特徴がありまして、このような請願を出すに至ったところでございます。

続きまして、先ほどお配りいたしました説明書というものののっとなって、このインボイス制度の廃止を求める請願の説明をしたいと思っております。

皆様にはタブレットで配られていると聞いておりますので、私は手元の資料を見ながらですけれども、まずこちら、請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願にかかる説明書というところで、初めに申し上げたいのが、このインボイス制度というのが、消費税制度の中の一部ということなので、まず、その消費税とは何かということを、議員様方はもう御存じかと思いますが、改めて確認のために申し上げていきたいと思っております。

まず、消費税とは何かというところで、消費税は預かり税ではないということです。

事業者の売上げに係る直接税というところで、よく税務署がポスターを貼っていただき、預かり税的な税金ですとありますが、そういったことから、消費税というのは消費者が事業者に預けているのではないかという認識が広まっておりますが、そうではなくて、消費税法の上では、納税義務者は事業者でありまして、預かり税ではないと。

これは、1990年3月に東京地裁で確定判決が出ておりまして、納税義務者イコール事業者であると。

そして、価格転嫁をできるけれども、しなくてもいいわけなのです。

したがって、その消費税分を事業者が価格に上乗せして徴収するかしないかは自由であると、または事業者のスキルであるということになっておりました。

2番目ですけれども、消費税が有する問題点というところでは、かねてから複数の問題点が指摘されてきました。

1番は、まず消費税を支払うということになりますと、事業者は今は10%でございます。

軽減は8%ですが、この分を商品・サービスの価格に転嫁しなければいけないと。

転嫁すると、商品が値上がりするので、値上がりすると需要が抑制されまして、景気が低迷するということです。

直近では2019年10月に消費税率が10%になったときに、国内総生産GDPが一気に減ってしまったということがあって、現在の不況につながっているとも言われております。

2ページ目です。

例として消費税率が8%であれば、2,000万円の住宅を建てる場合に、消費税額は160万円になりますが、これが10%、2%上がるだけで税額は200万円になってしまうと、40万円値上げしなければいけなくなるので、そうすると事業者は当然これを価格転嫁します。

そうすると、住宅金額が上がっていきまして売れなくなるという問題点がございます

ので、不況になってしまうというメカニズムです。

②は、消費税は赤字であれば納税義務が消滅する法人税や所得税と異なりまして、赤字であっても売上げがある限り、必ず出てくるものであるということです。

消費税は、現在は1,000万円以下の事業者は免税とされていますが、なぜかという、それは売上げが1,000万円を下回る規模の事業者においては、十分な利益を確保できない、または消費税分を商品価格に転嫁できないという問題があるので、これは消費税を免税しようという政策判断に基づくというものでございます。

ただし、今回のインボイス制度導入によって免税点が形骸化、消滅という書き方はちょっと書き過ぎですが、免税点は事実上存在しなくなっているのかと思っております。

3番目は、消費税は先ほど申したとおり、業者が赤字であっても納税義務を負うということで、赤字の場合は普通払えませんので、どうなるかという滞納が出てくるということです。

2021年の新規滞納発生額は、国税庁によると7,527億円ありますけれども、消費税は3,997億円です。

全税目の53%に達しているということなのです。

なので、非常に多いと。

税のこの費目の構成比に比べると、滞納の割合が多いという特徴がございます。

滞納件数は2020年の状況では38万件と、課税業者の13%が滞納しているというものです。

4番目は、消費税は預かり税ではなく、事業者に係る直接税なのですけれども、10%の消費税を払うために事業者はこれを価格に転嫁するわけですが、取引先との力関係によっては、例えば元請や顧客からもらえない場合があるのです。

特に、元請はまけてくれと言われて、切り下げられることが多くあると。

となると、事業者が身銭を切って、自腹を切って自身の所得から納税するということになりまして、事業者の資金繰りは困窮するという、こういう特徴がある消費税です。

委員長 : 参考人に申し上げます。

説明は簡潔にお願いして、一応ほかの自治体でいうと5分以内に説明するというような原則になっていますので、ひとつその辺を考慮の上、請願書を基本にして説明をお願いします。

参考人 : かしこまりました。

そうしますと、まずこちらの4ページ目を御覧ください。

4ページ目で、請願で書きましたとおり、インボイス制度は事業者に対して過大な事務負担をかけるという問題がございますが、どういうことがあるかという、このとおりです。

インボイス制度の登録をした場合は、事業者は漏れなく必要事項を記載した適格請求書、これがインボイスと言われるものですが、これを発行しなければいけなくなります。ここに図がありますが、6点を余さずここに記録するということです。

さらにこれを発行するのみにとどまらず、インボイス制度の登録事業者が負う義務は

複数あるということで、修正インボイスの交付とか、返還インボイスの交付とか、相手方インボイス登録番号が有効かどうかの確認とか、5ページにもありますけれども、あらゆる実務が付いて回るということなのです。

これらの煩雑な経理事務を、専門的知識を持たない事業者がこなせるかどうかという問題が出ております。

やれるのではないかという方もおられるかもしれませんが、実際できていないのです。

それについて、どういう影響が出ているのかということなのですが、この5ページ目からなのですが、一関民主商工会は、2020年の3月から、管内100社に対して調査を行っていますが、今のところ賛成した業者が1社のみであって他は反対しております。

その理由ですが、6ページ目です。

どういう影響が出ているのかというところで、実際この請願にも書きましたが、様々な問題が出ていると。

主に分けると、経理関係とか、取引排除関係がありますが、実際出た声としましては、経理関係を見ますと、土木会社などでは、どうやって発行すればいいかわからないと。

保存の仕方も作成も税務署はきちんと教えてくれないと、不安しかない、今でもそうだとすることが直近の意見なのです。

また、建築一式の業者は、税務署の説明会に行ったけれども、ソフトの入力までは分からないと、何もできないままになっていますということがあります。

また、建築一式の方は、相手からもらった請求書を見ると番号はついているけれども、多分これは、不完全なインボイスであろうと。

知識が十分ではないので確証もなく相手に言えないけれども、どうすればいいのかということもあります。

また、土木の方は、インボイスの制度を税務署に確認したところ、向こうもよく分からないと。

仙台の国税局の電話相談センターでも、回答が毎回違うというところで、非常に混乱しているという相談が寄せられているというところです。

取引排除の話に移りますが、これはもう具体的に実例を書いていますけれども、インボイス制度の登録をするか、それともしないかと、意向を聞かせてほしいと言われて、しないと云ったら、取引を打ち切ると言われてしまったと。

登録すると言って回答したら、これまでどおりの付き合いができることになったと。

ただ、インボイス制度の登録をもって課税業者になってしまったと。

そうすると、2割特例が使えるといっても、後々20万円ぐらい払わなければいけないと、これは非常に厳しいという相談があったり、一般的にインボイスを取らなければ発注しないというのが横行しているわけなのです。

なので、その場合、公正取引委員会とか中小企業庁は、そういったことはさせないと言っていますが、実際やらなければ仕事来ないと。

しかし、事務の負担もかかるし、かつ申告のやり方も分からないと、また、赤字である場合は、納税ができなくなるという相談が来ています。

また、これは飲食店なのですが、複数の業者が接待に使っている焼き肉屋なの

ですけれども、あなたのところでインボイスが出せなければ、消費税計算のときに使えないから、インボイスを取ってくれと言われて悩んでいると。

計算すると消費税額は40万円ぐらいになるが、所得が50万円しかない、これでは払っていけないと、登録をしてしまうと恐らく潰れるでしょうと言っているらしいのです。

こうしたところで、消費税を価格に転嫁をしたらどうかという話をしましたら、無理だと、物価高騰分でも値上げしてしまったということで、価格転嫁はできないと困っているという相談がありました。

7ページ目、これも飲食店なのですけれども、コロナ禍を踏まえて売上げが減ったのでお弁当で何とかやっついこうと思ったのですけれども、大口の取引が増えてきたと、保険会社とかですね。

しかし、この間なのですけれども、保険会社からインボイスがなければうちは経費で処理できないからということで、インボイスを取らざるを得なくなったと、本当に困っていますということもありました。

それで、この点の最後、この7ページ目の上の2番目なのですけれども、インボイスを取れと言われて手続をしたのですけれども、国税局から番号が来ない期間があるのです。

その期間について、ペナルティーとして元請から、請負代金を10%引かれて支払われているという方もおられます。

おかしいと言ったのですが、そうであれば、取引しないよと言われてしまうということがあって、インボイスをめぐる取引関係が相当混乱しているということがあります。

その他なのですけれども、ここは農業協同組合関係が多いのですけれども、牛の肥育、肉用牛を出しているところで相当混乱があると。

全部農協に委託して売っている方がいらっしゃるのですけれども、最初は農協に全部委託だから、インボイスは要らないという話があったのだそうですけれども、そうでない人に、野菜や果物以外は、牛はインボイスが必要だと言われた。

農協に電話したらどうかと言ったら、農協は要らないのではないですかとおっしゃると。

その方は、仙台国税局に電話をしたら、1回目、9月はインボイスは要りますよと言われてしまったと。

そのときはまだ分からないと、国税局が言うのですね、はっきりしないと。

なので、1月、2月の申告時期直前にかけてくれと言われたのだそうです。

一旦それでまず納得して、では保留にしようということで、今月、国税局電話相談センターにかけたらインボイスは要らないと言われたと。

本当ですかと言ったら、ちょっと分かりませんというように、こちらでは回答できないということです。

つまり、誰に聞いても分からないのだそうです。

肉牛をやっている農家は、俺も含めて困っているよということをおっしゃる方がいると、税務署もきちんと教えてくれない状況で、インボイスを登録できないということです。

やらなければやらないで、税務署によるペナルティーが来るのも怖いと、相当混乱があるということだという話になっております。

まとめなのですけれども、8ページ目、この請願書で引用しました日本税理士会連合会の免税事業者における取引排除は既に横行していると、煩雑な事務処理に対応できない事例も多く報告されているということです。

また、インボイス登録を行って番号を取得した事業者にあっても肝腎のインボイスを発行できていないと、また申告準備もままならないということになっております。

一関市の民営事業所数は5,402件と、ちょっと古いデータですが、これに対して従業員数が4名以下の中小企業者が6割を占めておりまして、20名以下の小規模事業者は9割、個人事業者は45%なのです。

こういった階層にこそインボイスの負担がのしかかっていくということだと思っております。

事業規模が小さければ小さいほどに消費税の免税業者となり、受注は下請が中心になって、元請や顧客に対する価格競争力は少なくなってくるので、転嫁も行えなくなると。そうすると、本当に大変な状況になってしまう。

一関市は、産業振興基本条例というものをつくっております、地域企業が地域経済・社会の中核であるということのをうたっているのですけれども、地域企業の多数派は誰かと言いますと、小企業、小規模事業者、個人事業主であることは明らかであります。

したがって、この階層に対する負担がインボイスで増加するのが、非常にこちらが懸念されるというところです。

インボイスは、やってみて、始まってみて実感したのは、欠陥があるのではないかと感じていました。

一時中止などを行っても、いずれネガティブな影響が及ぼされると。

当会としては、これまでインボイス制度がなくても、消費税制度は問題なく運営されてきたことを強く訴えて、制度が全く無用であることを申し上げて、この旨を政府に上げていただきたいということで、終わらせていただきます。

委員長：ありがとうございます。

それでは、参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：大変お疲れさまでございます。

私から一点お聞かせください。

説明を受けて、この混乱が続いているというところのお話をいただきました。

今後、これからもまだまだ増えそうだという認識でおられるのかどうかと、それによ

って、この制度自体がまだうまく回っていないというところでの、請願に対する廃止というところに至ったということでもいいのかどうかお聞かせください。

委員長 : 参考人。

参考人 : まず一番の混乱なのですけれども、今後の見通しですよね、見通しにつきましては、結構ハウスメーカー等でも様子見の会社があるのです。

この申告をまずやってみて、一期目やってみて、消費税についてインボイスを取らない方と取引をすることによって、どれだけ消費税が増えるのかということを見極めた上で、登録をまたお願いするというのもあるのです。

恐らく相当の会社が、消費税が増えてしまう。

インボイス登録をしていない業者を使うと増えてしまうので、恐らく一斉に登録を求めてくるだろうと思っているので、相当増えるだろうと思っていました。

また2つ目は、この設問1の2つ目、地場業者においても、地域の業者においても、下請の外注などには、今はインボイスを取ってもらっていませんけれども、今回の申告をもって、やはり消費税が跳ね上がるのを実感すると、取ってもらう旨の要請をしなければいけなくなるでしょうから、やはり増えていくだろうと思っています。

2番目の制度が回っていないというのは、実は税務署もこの間相当混乱していらっしやるのですね。

複数回、当会としては、税務署に連絡をしているのですけれども、交渉もしているのですけれども、手引きをつくってほしいと、インボイスの計算とか分かるようなものをつくってくれと言ったら、まだ整備されていないのです。

少額取引の分とか、細かいものはできていますが、大本の手引きはまだないのです。

異常なことですよ、もう申告が始まるというのに。

この間は、国税庁が当会本部の要望に対して、しばらく制度が混乱していることを認めた上で、5年間程度は税務調査があっても、インボイスについてはあまり見ないようにしなければいけないと言ったのです。

イコール、つまりみんな制度に対応できないということを認めているのです。

となると形骸化していくのではないかと心配していますが、そういう状況であります。

また、さっきの農協の件もあります。

肉用牛、一関市の基幹産業としての畜産がありますけれども、その取引についても、いまだに誰も分からないということです。

最終的な国税局の答えは、地元の税務署のケース・バイ・ケースと言ったのです。

そんなことはあり得ないです。

はっきりとした回答がないと、農業者の方、畜産者の方は対応できないと。

先日、日本農業新聞で多分大丈夫という記事が載ったのです。

それを畜産の方々が見て、多分インボイスは要らないのだなということでやっていくと、そういう状況です。

だから、混乱は相当続いていきますし、制度はまだまだ浸透しておりません。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：先ほど言った畜産も含めての、あと税務署の対応も含めてですけれども、やはりこの制度自体が、まだまだ不十分だということで、やはりこれはインボイス制度を廃止すべきという請願に至ったということで、よろしいのかどうかというところをいま一度お聞かせください。

委員長：参考人。

参考人：申し訳ないです、その件お答えできなかったですね。

おっしゃるとおりでございまして、制度が不十分のまま回っていくことで、いろいろなトラブルが出てくるわけです。

であれば、一旦立ち止まって、これをやめて、本当に必要なものであるかということ、もう一回精査してもらった上で、仮に私らはもちろん反対ですけれども、やる時にはきちんと制度を整備してからやるべきではなかろうかと思っているのです。

農業の場合はこうだと、建設業はこうだという業種別のシミュレーションをした上で、手引きをつくって説明会をやるということをやれば、こちらとしては、そうですかと思いますが、実際始まる前までは、税理士会連合会も商工会議所も全ての、ほぼ全ての団体が反対しています。

おっしゃることは、制度がしっかり確立されてからやってくれという話が多かった。

現に見切り発車でやったらトラブルが出ているということでは、改めて廃止をして、やるならやるで整備をしてからという考え方でございます。

それで請願を出すに至ったところでございます。

委員長：そのほか、質疑の方はございませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：本日はどうも御苦労さまでございます。

まずもって今回請願を出されて、当常任委員会、議員のほうはこの請願趣旨の内容をもってして、いろいろと調査をしながら行って、判断をしていくというところなんです。

その中で、今回いろいろな資料を出していただきましたけれども、できればこういった説明書を踏まえた上で、一関民主商工会のほうで要約をして、今回の請願趣旨に盛り込んで出していただいたほうが、今回で3回目の審査になるのですけれども、最初の段階からこれを見て、ほかの議員もこの面しか見ていませんので、基本的に。

ですので、まずもってここにそういったものを盛り込んで出していただきましたかったなというのが、まず一つです。

その上で、今回の請願趣旨を見ていきますと、引用されているところが、日本税理士会連合会が令和5年度の税制に関する建議書を引用されています。

これは作ったのが令和4年6月29日の建議書であって、最終的にこれで何を言っているかという、インボイス制度の導入時期を、このときは延期をするか、少なくとも中

小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用を行うことということを言われていました。

恐らくこの時期であれば、こういった趣旨で廃止というような請願はすごくよかったのかと思うのですが、ただこれ実は最新、できるだけ最新の情報で、ぜひ請願趣旨というものは、最新の現状と、いろいろ引用されるにしても、提言書も含めて最新のものを盛り込んだほうがよかったのではないかとこのところでお聞きしているのですが、これ令和5年6月22日は、同じように日本税理士会連合会のほうから建議書が出されていて、最終的に何を結論づけているかというところ、インボイス制度については中小企業者の実務を踏まえて柔軟な運用を行うことということを挙げております。

そこでお尋ねしたいのですが、この引用が、当市議会から最終的に上げるというときに、かなり、新型コロナウイルス感染症のときもそうですけれども、現状、フェーズ、フェーズで問題点は変わってきました。

そのときに、国に上げるときは、やはり最新の現状と、あと問題点を挙げなければいけないという中で、今回の引用がどうしても令和5年度、つまり令和4年6月29日のものを挙げている理由について、今回の我々に説明したものを挙げているものではなくて、このものを挙げている理由についてお尋ねしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：御指摘のとおり、まずこちら最新の建議書ではないわけです、紹介したのは。

なぜ令和5年かといいますと、令和6年になるとインボイス制度をやるという前提の中で柔軟な対応とあったのですけれども、令和5年のほうがインボイス制度に対するその問題点、整理されていたという部分があるのです。

整理されていたと、こちらは感じてはいるのです。

実際に、どういうトラブルが出るのかという具体性が述べられていたのです。

令和6年は、やるなら柔軟にということ、やる前提になってしまっているのです。

そこで当会としましては、令和5年建議書に載っているこの指摘が、実際この対応を試みて、その懸念が当たっているという前提で、こちらを使ったわけなのです。

令和6年になってしまうと、懸念点とかが随分減ってしまうということなのです。

いろいろ問題点の指摘も減ってしまって、なので、始まる前の懸念という部分では、より令和5年建議書のほうが、実態に即した指摘だと、こちら判断したところなのです。

岩淵委員がおっしゃるとおり、フェーズ、フェーズ変わっていくのですけれども、こちらまずインボイス制度が始まって様子見をしていましたが、予想以上にひどかったということで、柔軟な対応、柔軟に運用してほしいという思いももちろんあるのですが、それ以上に、この制度があることによって、個人事業主等が大変な状況に陥っていることを目の当たりしているわけなのです。

となると、引用はちょっと古いデータになってしまったのですけれども、こちらはどうしても廃止を求めたいとなると、なぜと言われたときに日本税理士会連合会が指摘した内容が当たっているからと、ただし、それは令和5年の段階でということになってしまって、なので令和6年で、そういう指摘をしていただければよかったです、あまりそれが少なかったものだから、資料として令和5年を使わせていただいたという理

由でございました。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：今回いろいろな令和5年度の税制ということの理由は分かりましたけれども、やはり我々は妥当性と、これが実現可能かという判断をするものですから、ぜひともやはり、今後、説明するときには、そういったものを用いていただきたいというように思いました。

さらに今回のこの令和5年度の税制改正で言っていたものから、やはり政府のほうもいろいろと聞いた上で、いろいろな措置を、経過措置であったりとか、改善をされた中で言いますと、免税事業者からの仕入れに係る経過措置というものが、措置を6年間で済か、段階的に行われていますし、インボイスをした事業者に対しても納税額を売上税額の2割の軽減というところで、経過措置をしているというところもあるのですが、当初のインボイス、つまりこのときに考えられたインボイスから、こういった建議書であったり、日本商工会議所からの提言書を踏まえて、いろいろと改善されたり、経過措置をされているというところがあった上で、今回導入をされているわけなのですが、こちら辺との趣旨との整合性というものは何かあるのでしょうか。

委員長　：参考人。

参考人　：確かに委員おっしゃるように、この間経過措置とか、2割特例という助かる制度ができたのです。

ただ、それで状況が変わるかはこちらも思っていたのですけれども、実際、事業者におかれましては、消費税の概念から分からない方がいらっしゃる。

そして、本当にフリーランスとか、一人親方の大工とか、これまで消費税をやったことがない方がゼロから始めなければいけないという部分では、納税額の計算方法の軽減とか、納税額の軽減の前の段階でつまずいていらっしゃるのです。

そういったことがあって、こちらもありがたい制度ではあるのですが、その前の段階でつまずいていることを踏まえると、なかなかこの間の政府の様々な優遇とか救済措置というのが、あまり寄与しない階層もあるということを実感したのです。

答えになっているかどうか分かりませんが、そういった状況でございます。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：今、答弁いただくと、やはり導入されて、この経過措置であったり、改善点がどのように具体的に事業者に影響があるかというものが、感想としては読まれている感じがありますけれども、全体としてどれだけのものになっているかというものは、やはりまだまだ不明な点が多いので、今日説明を聞いていても、不明な点が多いのではないかとこのように思いました。

その中で、今度請願趣旨の中に一関市内のことをうたっています。

これ例が3者ほどで個別案件になっておりますけれども、当市議会から上げるに当たって、一関市の現状として、10月、11月、12月の中で、どれだけのものがデータとして、どれだけの人が登録しているとかではなくて、それがどれだけのものが混乱が出ているというものがあって、こういった廃止という言葉はすごくきつい言葉なわけですがけれども、そういったものに結びつけるためにはデータが必要、事実が必要だというように思っておりますが、そこら辺の調査であったり、分析というのはどうされていますでしょうか。

委員長：参考人。

参考人：まず当会としましては、先ほども申しましたとおり、事業者の12%しか組織はされていないわけです。

その12%についてのアンケートはつくっております、そこで賛成する業者が1者のみという部分、非常に少ないということなのですが、逆に、こちらは国税庁・国税局に問合せしまして、一関市内におけるインボイスの登録状況等教えてくれと言うのですが、それも出てこないわけです。

手法としては、それはちょっと出せないということになっていまして、非常にここら辺は曖昧なデータであることは間違いないのです。

なので、これ私からお願いしたいことがあるのですけれども、ぜひ議員様方も有権者の方々に、業者がいると思うのです。

どうなのかと調査をしてもらいたいと思って、調査権限を發揮してもらいたいと。

率直に申しまして、手前ども調査、全ての業者、市内の5,000件ほどの業者がどうなっているかということ把握はできない。

ただ、その中の10%、建設は3割、林業7割からはデータが取れますよね。

ただ、こちらとしては、ほぼ全て業者が大変だと言っていることは把握しているのですが、具体的に何件がどう言っているということまでは出せない。

なので、そうなる調査権限はなかなか行使できないので、しかるべき権限を持っている方に調査をお願いしたいと本当は思うのです。

できれば、例えば一関市とか、商政課とか、あとは国税局、税務署等がアンケートをしていただければいいのですが、なかなかそうはいかないですけれども、幸い前回一関市が7月、8月にオンラインで事業者アンケートやりましたよね。

ああいったところで、改めて今インボイスやっていますか、どうですかとアンケートもできると思うのですよ。

非常にあのシステムは有効なので、そういったところでインボイスの影響がより分かると思うのです。

これは皆様にボールを投げてしまったのですけれども、確かに当会のデータは、事業者の10%の中の話になってしまいます。

残り9割がインボイスを大歓迎しているとは、なかなか主観としては考えにくいですが、もしかしたら歓迎されているかもしれない。

そのところは、ぜひ幅広いところで情報を収集していただければと思っております。

た。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：今回のインボイス制度ということで、請願が上がりましたので、私個人的には大変興味を持って調査をしたいというように思っておりますが、ただ常任委員会であったり、議会としては、今回のこの請願趣旨をもってして、この文章で、かつこの時期に上げることが妥当であるのか、もっと言えば一関市民に影響がないのかどうかというものを判断するのが今のことですので、ボールをこちらのほうに投げられたと言いましたけれども、まさしくそれはそれでこちらはやらなければいけないことあるかと思いますが、ぜひそういったものを踏まえた上で、いろいろな方が理解できる、そしてそうだなと思えるような、今後、請願趣旨になっていけるものであったらよかったのではないかとというように私は思いましたので、その部分については、コメントとしてお伝えしたいと思います。

私からは以上です。

委員長　：そのほか、質疑の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　：なければ、参考人に対する質疑を終わります。

山口様には、本日はお忙しい中ありがとうございました。
暫時休憩します。

（休憩　14：08～14：19）

委員長　：再開します。

請願第1号について、これより意見交換を行いたいと思います。

委員の皆様からお一人ずつ意見の発表をお願いしたいと思います。

それでは、挙手の上、意見の発表をお願いします。

なお、お願いしたいのは、ひとつ手短かに意見をコンパクトな内容で説明をお願いしたいと思います。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私は、やはり請願の趣旨でもありますように、混乱が生じているというところで、まだ引き続き調査活動を、商工会議所なりを呼んで調査を行うべきと考えております。

そのため、継続審査で考えております。

委員長　：意見交換なので、まず意見をお願いします。

岩渕委員。

岩渕委員：今回のインボイス制度というものは、もう既に令和5年10月から導入されているものです。

それに対して、こういったインボイス制度の廃止を求める請願が今回出されました。

それで、紹介議員、そして今日は一関民主商工会からの説明がありました。

この請願趣旨をやはり中身で判断しなければいけないというところの中で、今回いろいろと説明を聞きましたが、やはりその一関市の現状でどのように混乱が出ているのか、それについてどのように問題点があるのか、そして、今回いろいろな国のほうで経過措置がされているわけですけれども、そういった経過措置をされている上で、さらにどういったものが混乱されているのか、問題なのかというものが、やはり今回の調査の中で把握することができませんでした。

もうこれは導入が開始されてすぐだということなので、しょうがなかったというように思いました。

ですので、そういう意味では、この12月26日に出された請願の妥当性であったり、実現可能性の判断からすると、私としては、この採択の趣旨には賛同できない立場で考えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：このたび参考人に来ていただきまして、様々御説明をいただきました。

私は、その説明の中でも一関市の具体的な影響、数値、そういったのは若干欠けていたというようなところで、全体像はこうだよということは理解をできましたけれども、では実際に市内の業者、あるいは個人事業主がどのような状況なのかというのがつかめなかったというようなところでございます。

そういった中で、今回の請願の趣旨及びこの意見書の中身を見ますと、非常に廃止という部分が大きいうたっているということでございますので、そういった観点から考えても、今回のこの請願の趣旨には賛同しかねるというように判断をしております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：制度的に全く問題がないというようには、私は思っていないので、細かいことがいっぱい出てくる。

これはしょうがない。

その後、やはり国はどうにかしてやっていくのでしょうか。

ですから、請願の趣旨の廃止ということにはならないということで、賛成しかねます。今日、ぜひ採決をして結論を出してほしい。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：請願の趣旨である中小企業、小規模事業者の事業継続と、その家族の生活を守る観点からインボイス制度の廃止を求める請願をいただきましたが、請願者の紹介並びに請願者の説明を聞いたところではありますが、当市の具体的影響の度合いという説明の内容は得られなかったということで感じております。

この意見書の採決は、今日の段階で決しているのではないかとこのように感じております。

委員長：武田委員。

武田委員：やはり、上がってきている請願の内容を見ますと、改正以前のものであるということが一つ大きく私のところで、重きを置いております。

今は、かなりまだ混乱している状況だとは言いますが、かなり例えばこれまで消費税に関わりを持ってこなかった消費税免税事業者等についても、この長い期間に何とかそういった平準化みたいなものを図りたいというようなものが見えるような制度の改正がなされております。

そういう中で、既にスタートしているということが大きく私は混乱を及ぼすことにもなりますので、一つには制度がもうスタートしていますよと。

それから、もう一つは上がってきたものは、もうその当初のもので改正前のものだというので、今回議論の中に、私はその現状と合致しないので、ここで打ち切っていると思います。

委員長：小岩委員。

小岩委員：今日参考人の方のお話を聞きましたけれども、私も、さっき武田委員がおっしゃったように、もうこれ国の制度として始まっているので、また、途中で経過措置も国のほうでいろいろと検討しているので、私は、もうこれ以上話を聞いても同じようなことだと思うので、私は今日この場で決を採っていると思います。

委員長：意見交換を終わります。

それでは、ただいまの意見を踏まえまして、これより請願第1号に対する討論を行います。

討論の方はありませんか。

岩淵典仁委員。

岩淵（典）委員：私は、今回の請願、インボイス制度の廃止を求める請願に対して、反対の立場で討論を行います。

インボイス制度は、既に令和5年10月から導入されている制度です。

インボイスによって税額が明確になることや、中小事業者にとっても適正な価格転嫁を行いやすくなるようなメリットがあります。

複数税率の下で、適正な課税を行うために必要な制度と考えています。

また、取引の透明性を高めることで、公平公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐことにもつながると考えています。

導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額の控除を認めるなど、事業者の準備のための十分な経過措置、10年間を設けています。

また、免税事業者からインボイス発行事業者になられた方に対しても、納税額を売上税額の2割に軽減するなどの経過措置を設けております。

また、インボイス制度への対応も見据えた中小企業のデジタル化や、インボイス発行事業者となる免税事業者の方の販路開拓などの支援措置も講じられています。

以上のことから、今回の請願については賛同できません。

もって、反対としたいというように思っております。

以上です。

委員長：そのほか、討論の方はありませんか。
千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私は、賛成の立場から討論させていただきます。

このインボイス制度は、軽減措置も現在行われているという状況の中であっても、不備が多く見られている中での制度であるというところで、一旦立ち止まるという話が請願者からもありましたけれども、やはりこれは一旦中止して、新たに住民理解を進めながら、再度行うのであればするべきだという立場から賛成いたします。

委員長：そのほか、討論の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、討論を終わります。
お諮りいたします。

これより本請願の採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願を採択することに賛成者の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

委員長：挙手少数です。

よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定しました。

ただ今の審査の報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願の審査を終わります。

次に、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ないようですので、その他を終わります。

以上で、予定した案件の協議は終了いたします。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後2時30分 終了)